

## 高知県建設業BCP認定制度 Q&A

### C 対応拠点の確保

Q：津波の浸水区域に社屋があるため対応拠点が設置できないが、どうしたらよいか。

A：社屋が対応拠点として使用できない場合は、例えば会社の幹部の自宅や関係のある会社の一部を借りる等して確保するなど、本来の対応拠点と同様の機能は確保できなくとも、連絡を取り対応を決めるための「代替連絡拠点」を選定してください。

Q：社屋が津波で浸水するため、高台移転を考えて用地の確保に取り組んでいるが、申込期日までに間に合いそうにない。対応拠点が無い場合は、申請は可能か。

A：申請日までは、連絡を取り対応を決めるための「代替連絡拠点」を選定してください。代替えとなる連絡拠点が無い場合は、認定は困難と思われます。

Q：学校などの避難所を対応拠点にできないか。

A：避難所の本来の目的を阻害する恐れがあるので、対応拠点（代替連絡拠点を含む）として避けてください。

### D 情報発信・情報共有

Q：D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な連絡先の考え方は？

A：災害協定を締結している機関、工事契約を締結している機関、所属している建設業協会（支部含む）です。

Q：D-1 連絡手段、連絡先などを国、県、市町村等の関係先に周知した書類を添付してくださいとあるが、どのような書類を添付したらよいか。

A：該当する機関へ「自社連絡対応窓口の担当者、代理者、連絡手段、連絡先など」について記載した書類を渡し、渡した書類のコピーに周知した日時、相手方を追記して審査書類に添付してください。なお、相手方の受領証や受領印は必要ありません。

### E 人員と資機材の調達

Q：E-1 従業員の多数が消防団員だが、消防団活動と会社の事業継続とどちらを優先すべきか。

A：人命救助の観点から、消防団活動が優先されます。社員が消防団活動を優先する必要がある場合は、消防団活動を考慮した事業継続計画を策定してください。

## G 事業継続計画の改善の実施

Q：新規申込みの場合、申込書類の項目G「事業継続計画の改善の実施」は作成しなくても良いか。G-2の訓練の実施については、作成しなくても良いか。

A：「G-1 課題改善の実施」及び「G-3 事業継続計画の改善の実施」については、新規申込の場合は記載できないため必要ありません。

なお、「G-2 訓練の実施」については、新規申込で、実施した訓練がある場合は実施記録のみ添付してください。計画書の作成に当たっては、できるだけ安否確認や参集などの訓練を実施してください。

## その他

Q：四国地方整備局の認定会社になっているが、高知県のBCP認定制度に新たに申請しなければならないのか。

A：四国地方整備局の認定会社は、高知県の認定制度において、認定済み扱いになりますので、新たに申請する必要はありません。

Q：四国地方整備局の認定制度においては、共同企業体で認定になっている。高知県の入札参加資格の登録は各会社で行っているが、その場合は、新たに申請しなければならないか。

A：新たに申請をお願いしています。四国地方整備局において共同企業体等で認定されている場合であっても、高知県の入札参加資格の登録が各会社単位であれば、各会社単位のBCPの内容を審査する必要があるため、新規の申請をお願いしています。

Q：非認定通知書を交付された後、再申込ができるか。

A：次回の募集から、再申し込みは可能です。

Q：事業継続計画を作成するのに、参考になる「様式」はあるか。

A：高知県の認定制度では、特に様式は定めていません。

関東地方整備局のホームページの掲載されている「建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けた準備書」の中に、様式が紹介されていますので参考にしてください。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000059.html>)

Q：関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けた準備書」では、緊急通行車輛の事前届が必要とあるが、高知県の申請の場合にも必要ですか。

A：高知県BCP認定制度では必要ありません。